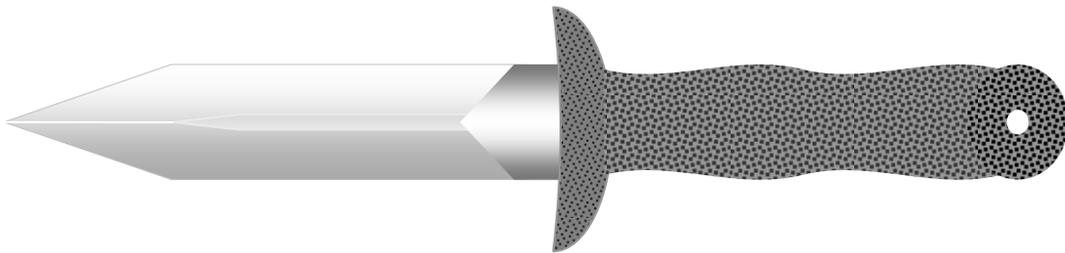


貨物概要

鉄鋼製の諸刃を有する短剣状のナイフ。

**分類**

関税率表第 9307.00 号（統計番号 9307.00-000）の刀、剣、やりその他これらに類する武器

分類理由

鉄鋼製の諸刃を有する短剣状のナイフであり、関税率表解説第 93.07 項に規定の「刀、短刀、銃剣、やり、ほこ、ほこやり、そり身の短刀、短剣、小剣等の武器」に該当するものですので、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物について輸入申告時の審査の際に尊重される取扱いを希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）